

資料

令和2年壱岐市議会定例会11月会議

# 議案関係資料

(改正条例新旧対照表)

## 目 次

### 議案第68号関係

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

【第1条関係】 壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

【第2条関係】 壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

### 議案第69号関係

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

【第1条関係】 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

【第2条関係】 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

### 議案第70号関係

壱岐市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

【第1条関係】 壱岐市職員の給与に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

【第2条関係】 壱岐市職員の給与に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

【第3条関係】 壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

【第4条関係】 壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

【第5条関係】 壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表・・・・・・・・ 9

【第6条関係】 壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表・・・・・・・・ 10

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例【第1条関係】

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第6条まで (略)                      (期末手当)                      第7条 (略)                      2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前、6月以内の期間内におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。                      (1)～(4) (略)                       以下 (略)</p>	<p>第1条から第6条まで (略)                      (期末手当)                      第7条 (略)                      2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前、6月以内の期間内におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。                      (1)～(4) (略)                       以下 (略)</p>	

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例【第2条関係】

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第6条まで (略)                      (期末手当)                      第7条 (略)                      2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前、6月以内の期間内におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。                      (1)～(4) (略)                       以下 (略)</p>	<p>第1条から第6条まで (略)                      (期末手当)                      第7条 (略)                      2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前、6月以内の期間内におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。                      (1)～(4) (略)                       以下 (略)</p>	

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例【第1条関係】

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条及び第2条 (略) (手当) 第3条 (略) 2 前項の期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に、その額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、壱岐市職員の給与に関する条例(平成16年壱岐市条例第41号)第30条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。 3 (略)  以下 (略)</p>	<p>第1条及び第2条 (略) (手当) 第3条 (略) 2 前項の期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に、その額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、壱岐市職員の給与に関する条例(平成16年壱岐市条例第41号)第30条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。 3 (略)  以下 (略)</p>	

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例【第2条関係】

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条及び第2条 (略) (手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に、その額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、壱岐市職員の給与に関する条例(平成16年壱岐市条例第41号)第30条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条及び第2条 (略) (手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に、その額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、壱岐市職員の給与に関する条例(平成16年壱岐市条例第41号)第30条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例【第1条関係】

壱岐市職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第29条まで (略) (期末手当)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条から第29条まで (略) (期末手当)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例【第2条関係】

壱岐市職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第29条まで (略) (期末手当)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条から第29条まで (略) (期末手当)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	



壱岐市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例【第3条関係】

壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第6条まで (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「、期末手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当、期末手当」と、給与条例第29条第1項中「以下「管理職員」とあるのは「壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第30条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条から第6条まで (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「、期末手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当、期末手当」と、給与条例第29条第1項中「以下「管理職員」とあるのは「壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第30条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例【第4条関係】

壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第6条まで (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「、期末手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当、期末手当」と、給与条例第29条第1項中「以下「管理職員」とあるのは「壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第30条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条から第6条まで (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「、期末手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当、期末手当」と、給与条例第29条第1項中「以下「管理職員」とあるのは「壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第30条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例【第5条関係】

壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次及び本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(令和4年3月31日までの間における期末手当に関する特例)</p> <p>2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における第14条第1項及び第23条第1項において準用する給与条例第30条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは、「<u>100分の43.3</u>」とする。</p> <p>3 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における第14条第1項及び第23条第1項において準用する給与条例第30条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは、「<u>100分の86.7</u>」とする。</p> <p>以 下 (略)</p>	<p>目次及び本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(令和4年3月31日までの間における期末手当に関する特例)</p> <p>2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における第14条第1項及び第23条第1項において準用する給与条例第30条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の41.7</u>」とする。</p> <p>3 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における第14条第1項及び第23条第1項において準用する給与条例第30条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の86.7</u>」とする。</p> <p>以 下 (略)</p>	

壱岐市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例【第6条関係】

壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次及び本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(令和4年3月31日までの間における期末手当に関する特例)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における第14条第1項及び第23条第1項において準用する給与条例第30条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の86.7</u>」とする。</p> <p>以 下 (略)</p>	<p>目次及び本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(令和4年3月31日までの間における期末手当に関する特例)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における第14条第1項及び第23条第1項において準用する給与条例第30条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の85</u>」とする。</p> <p>以 下 (略)</p>	